

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務に係る  
総合評価一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県流域下水道の管理者（以下「発注機関の長」という。）が発注する「流域下水道終末処理場運転管理業務」の入札のうち、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定により、落札者を決定する方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施する際に、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」の総合評価落札方式による事務処理試行要領（以下、「試行要領」という。）第15の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(落札者決定基準等)

- 第2 試行要領第6に規定する事項については、次のとおりとする。
- (1) 価格以外の評価点に関する評価項目並びに評価基準及び評価の配点については、別途定める長野県流域下水道終末処理場他包括運転管理業務落札者決定基準による。
  - (2) 価格以外の評価点申請書の様式及び提出方法については、業務提案書作成要領様式一1～6及び入札説明書別記2(8)による。
  - (3) 落札者の決定方法は、長野県流域下水道終末処理場他包括運転管理業務落札者決定基準及び試行要領第13による。

(意見の聴取)

第3 試行要領第8の意見聴取は、該当業務に係る実績その他の専門的知識を有する個人又は団体の中から生活排水課長が指定する者とする。

(業務提案評価委員会の設置)

第4 試行要領第11の2に基づき、長野県流域下水道運転管理業務提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会の委員長及び委員の構成は、次表のとおりとする。

表 評価委員会の構成

区 分	委 員	委 員 長
生活排水課	・生活排水課職員の中から生活排水課長が指定する職員	委員の中から生活排水課長が指定する者
発注機関	・各発注機関職員の中から発注機関の長が指定する職員	
その他、専門的知識を有する者	・第3の学識経験者 ・該当業務に係る実績その他の専門的知識を有する個人又は団体の中から生活排水課長が指定する者	

(業務提案の帰属等)

- 第5 契約人が提出した業務提案の権利は、当該業務に関する部分については、発注機関の長に属するものとする。ただし、受託者が他の維持管理業務等でその成果を使用することを妨げない。
- 2 契約人以外の入札参加者の業務提案は、入札参加者の権利に属するため、許可を得ることなく発注機関の長はこれを使用することはできない。
  - 3 入札参加者の業務提案に係る費用は、入札参加者がこれを負担する。
  - 4 業務提案は契約事項とし、受託者はその履行義務を負うものとする。

附 則

本要領は、平成26年5月28日から施行する

附 則

本要領は、平成29年6月8日から施行する

附 則

本要領は、令和2年4月6日から施行する

附 則

本要領は、令和5年7月18日から施行する